平成２１年（フ）第１４９号
三重県名張市梅が丘北５番町168番地
債務者　梅﨑　克江
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第１５４号
三重県伊賀市丸柱683番地の１
債務者　大平　芳子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第１５６号
三重県名張市桔梗が丘西１番町155番地
債務者　田中　　保
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第５４６号
大津市国分１丁目39番26号、前住所宮城県宮城郡利府町しらかし台４丁目15番地９
債務者　小林　良一
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６５９号
大津市におの浜１丁目１番57―219号　ヴィルヌーブ大津におの浜
債務者　歌津真由美
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２６３号
滋賀県東近江市建部瓦屋寺町134番地15
債務者　石川　博章
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１０７５号
神戸市長田区高取山町２丁目21番15号
債務者　牧野　武夫
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０７６号
神戸市長田区高取山町２丁目21番15号
債務者　牧野千代子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６２７号
神戸市北区藤原台北町５丁目２番10―101号
債務者　影山　　晃
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６６１号
神戸市兵庫区雪御所町16番28号
債務者　黒川都美子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６６５号
神戸市中央区北本町通３丁目２番１―507号
債務者　篠原寿美江
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６６８号
神戸市長田区神楽町５丁目３番25―702号、従前の住所神戸市長田区大日丘町２丁目11番７号
債務者　塩谷登美子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６６９号
神戸市須磨区妙法寺字円満林２番地の60
債務者　脇山　秀博
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２６号
鳥取県米子市吉谷586番地２
債務者　庄原　万穂
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１５０号
広島県尾道市向島町7185番地１
債務者　杉谷　美恵
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１７２号
広島県三原市久井町羽倉2962番地
債務者　金行　捷敏
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１７４号
広島県三原市中之町３丁目６番１号
債務者　仁井田康志
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１７５号
広島県三原市中之町３丁目６番１号
債務者　仁井田冨美江
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係